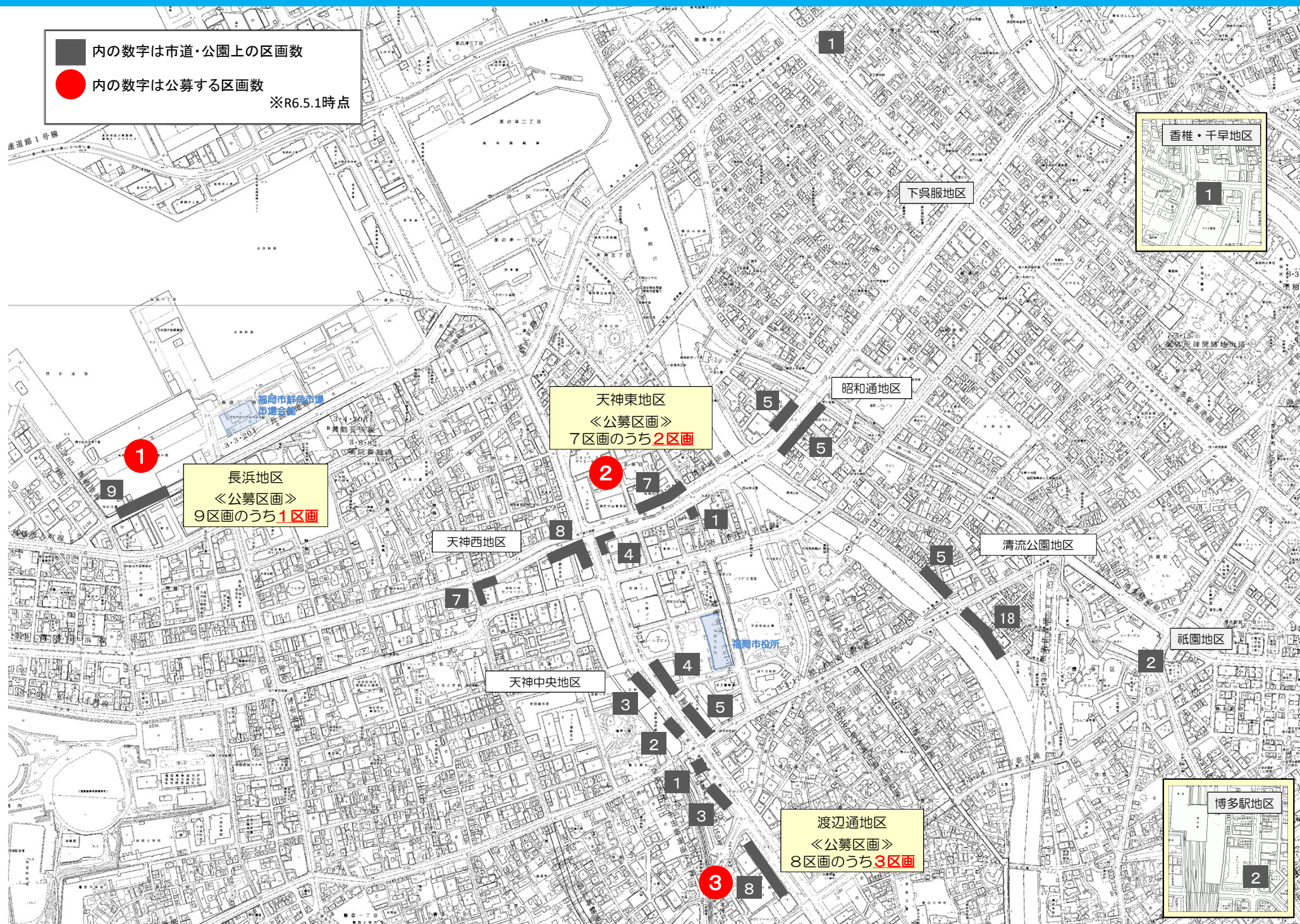


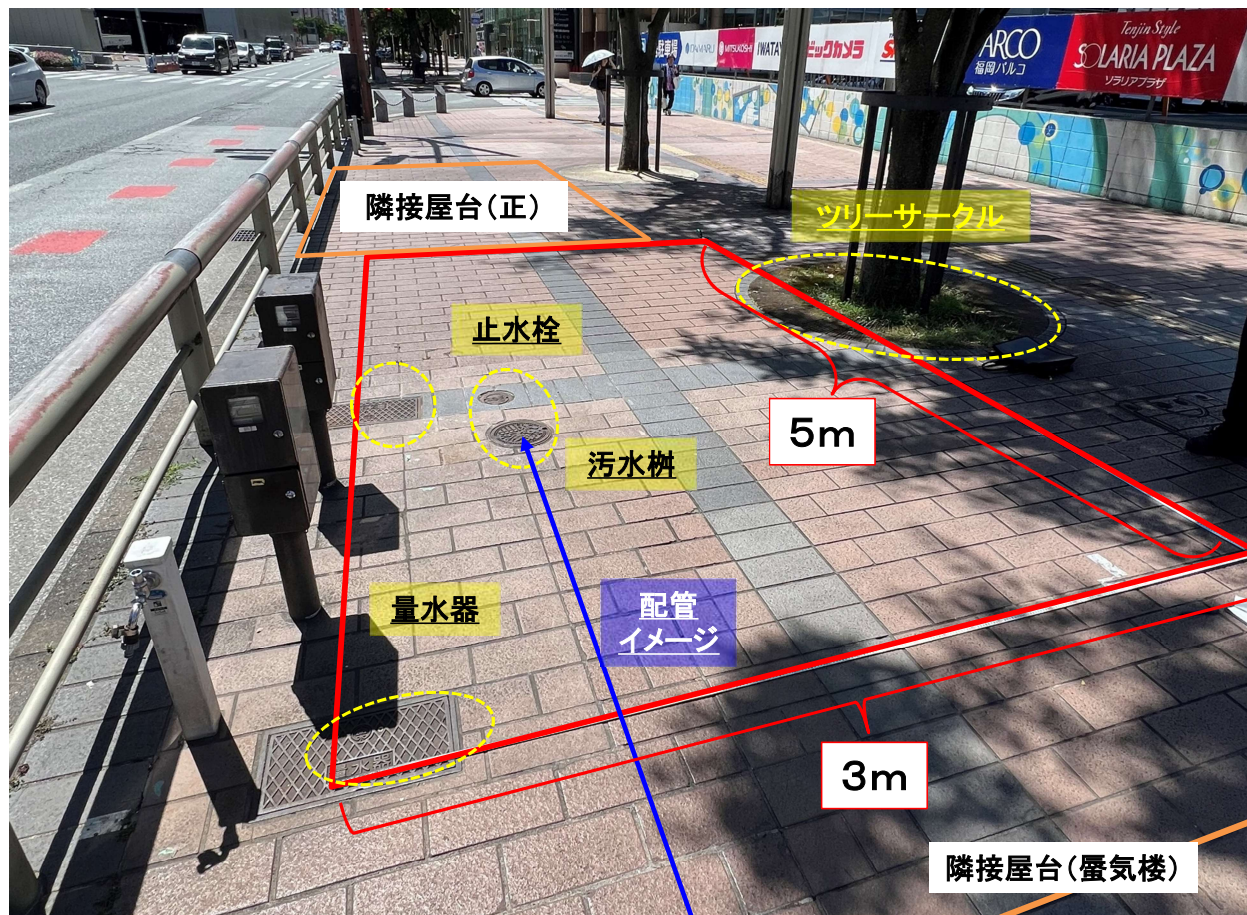
参考資料 1





- 現在屋台が営業している区画 ※R6.5.1時点
- 募集区画（計6区画）

渡辺通地区 4 の留意事項



※屋台の規格は、客席、調理場及び器材置場並びに囲いを含めて、**間口3 m以内、奥行2.5m以内**にしなければなりません。屋台の規格内に置くことが困難な器材は、屋台の規格を含む**間口5 m、奥行3 mの範囲内**に、歩行者等の邪魔にならないように置くことができます。

※区画4の間口5 m、奥行3 mの範囲内には、左の写真のとおり、**汚水枒、量水器、止水栓やツリーサークル（樹木保護蓋）**が設置されています。

※**汚水枒は、隣接屋台（蜚気楼）と共用**の設備です。隣接屋台の汚水の配管が区画内を通過します。

※募集区画等をイメージしやすいように、写真に枠などを記載していますが、**縮尺等を正確に再現したものではありません**。目安としてご覧ください。